

流山市いじめ防止基本方針改定の概要

【改定のポイント】

前回の改定(令和4年)から以下のような動き

- ①生徒指導提要改訂(令和4年12月)
- ②こども基本法施行(令和5年4月)
- ③いじめ重大事態の調査に関するガイドライン改訂(令和6年8月)
- ④流山市いじめ重大事態に関する調査結果の公表方針策定(令和7年2月)

これらを踏まえて…

【主な改定の内容】

【1】「いじめ防止等の対策に向けた基本的な姿勢」の明記…P 3

○流山市教育委員会がいじめ防止に取り組んでいく上での基本的な姿勢を明記しました。

【2】「子どもの権利擁護や意見を表明する機会の確保」について明記…P 3

○こども基本法等の規定を踏まえ、子どもの権利に関する考え方を明記しました。

【3】「家庭との連携」「保護者の役割」に関する記載の充実…P 12、22、23

○いじめの早期発見、適切な対応のため、学校と家庭との連携・協働や、教育基本法やこども基本法を踏まえ、家庭教育の役割や責任に関する記載を増やしました。

【4】「学校におけるいじめの問題への対応」に係る記載の充実…P 13～22

○学校におけるいじめ問題への対応に関する記載を増やしました。

【5】「重大事態に対する平時からの備え」を明記…P 26～27

○令和6年8月に改訂された国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を踏まえ、重大事態に対する平時からの備えを明記しました。

【6】「調査結果の公表」を明記…P 31

○流山市いじめ重大事態に関する調査結果の公表方針に沿って、公表することを明記しました。